統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

D/-0 7	五167示个则且 (7)。	114		
2 }	原泉徴収税率(平)	成134	年分)	
(1)	利子所得(源泉	分離)	15%
(2)	配当所得	柃	朱式等	
		1	総合課税分 ·····	20%
			源泉分離(選択)課税分 ······ ;	35%
		八	確定申告不要分 ····· :	20%
		杉	朱式等以外	
		1	公募投資信託等(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配等(源泉分離) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15%
			特定株式投資信託の収益の分配(総合課税)(平成8年4月1日以降適用) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20%
(3)	割引債の償還差	益 (源泉分離) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18%(又は10	6%)
(4)	上場株式等の譲	譲渡所	行得等(源泉分離) ··············· : : : : : : : : : : :	20%
(5)	給与所得	「給」	与所得の源泉徴収税額表」に定める額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略)
(6)	退職所得	1	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合・・・・「退職所得の源泉徴収税額の速算表」・・・	(略)
			「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20%
(6)	報酬·料金等	1	原稿料等(所得税法第204条1項1号)	
			弁護士、税理士等(同条1項2号)	
			職業野球選手、騎手等(同条1項4号) 1回の支払金額100万円までの部分・・・・・・・	10%
			芸能等についての出演、演出等(同条1項5号) "100万円超の部分・・・・・・ 2	20%
			契約金(同条1項7項)	
			司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号) = 1回の支払金額1万円超	
			職業拳闘家(同条1項4号) = 1回の支払金額5万円超	
			外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号) = 月中の支払金額12万円超	
			バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の18) ・・・・・	10%
			= (5千円×日数)を超える額	
			広告宣伝の賞金(同条1項8号) = 1回の支払金額50万円超	
			競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号) = (賞金額の20% + 60万円)を超える額	
		八	診療報酬(同条1項3号) = 月分の支払金額20万円超 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10%
		=	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額)) ・・・・・・	10%
		朩	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条~第209条)	
			= (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円超 ・・・・	10%
		^	芸能法人(所得税法第174条10号) ·····	10%

3-1 課 税 状 況

(1) 総 括

X		分		本	税	額	不納付加算稅	Ŕ	重	加算	税	合	計
						千円	:	千円			千円		千円
利	子 所	得	等	164	,993,60	08	1,799)			-	164,	995,407
配	当	所	得	12	12,586,663		7,038				63	12,	593,764
上場株	式等の記	襄渡 所名	得 等	3	3,663,56	61	-				-	3,	663,561
給	与	所	得	222	2,155,36	63	320,383	;		19,4	107	222,	495,153
退	職	所	得	5	5,611,92	25	6,511		-		-	5,	618,436
報酬	· 料 金	等所	得	16	5,121,25	59	19,360)			-	16,	140,619
非居	住 者	等 所	得		830,51	18	11,299)			-		841,817
	計			425	5,962,89)7	366,390	ı		19,4	70	426,	348,757

調査対象等: 平成13年2月から平成14年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額並びに平成13年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

X	分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給 与 所 得	退職所得	報酬·料金等 所 得	非 居 住 者 等 所 得	計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成	9	35,855,571	12,113,851	3,072,983	294,303,163	4,643,761	20,055,186	659,783	370,704,298
	10	27,150,146	13,225,307	2,307,667	231,550,370	5,664,415	17,415,033	692,202	298,005,140
	11	23,645,626	11,306,676	10,209,636	232,999,239	6,071,786	17,240,420	564,953	302,038,336
	12	124,416,690	11,763,089	8,067,148	226,048,429	5,622,381	16,914,098	809,606	393,641,442
,	13	164,995,407	12,593,764	3,663,561	222,495,153	5,618,436	16,140,619	841,817	426,348,757

⁽注) この表は、「(1)総括」の「合計」欄を累年比較したものである。

(3) 利子所得等の課税状況

	111日日日			±m		т.	· ·																										
_	.	/		課		利	兄		分	,			非		課																		
×	<u> </u>	分	支	払	金	額	源	泉	徴収	税	額	老 人 等 蓄 非 訳	F 非 課 果 税 分	税 、 〉支:	財 形 貯 払 金 額																		
						千円					千円				千円																		
公		債			165,	287				24,997	7			9	,930																		
社		債			1,700,	992			2	257,020)			120	,587																		
	郵 便	貯 金		1,04	8,456,	531			156,7	'12,00	5		35	5,525	,451																		
預 貯 ◆ 金	銀 行	預 金		3	7,372,	020			5,5	79,450)		1	2,098	,740																		
金金	銀行以外のst 預 金	金融機関の 利 子		1	1,243,	832			1,6	83,17	1			3,429	,171																		
	勤務先預:	金の利子			1,822,	898			2	74,164	1			38	,310																		
合同	運用信託の収	7益の分配			1,027,	274			1	53,783	3			305	,161																		
公社	債運用信託の	収益の分配			2,	610				393	3				-																		
定期	積金の給付補	捕てん 金等			1,754,	011			2	66,259	9				-																		
	組合契約等に 配、生命保険				277,445		277,		277,445		277,445		277,445		277,445		277,445		277,445		277,445		277,445		42,366		42,366		6				423
割	引 債 の 償	還差 益				-					-				-																		
	計			1,10	3,822,9	900			164,9	93,608	3		37	1,527	,773																		

調査対象等: 平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作

(4) 配当所得の課税状況

X	分	_	般	課		税	分			非	課	税	分	
	ח	人員	支払	金 公	額	源 泉	徴収	税額	人		員	支 払	公 金	額
		人			千円			千円			人			千円
利益の配当、剰余金 利息の分配、投資信 及び投資法人の投	託の収益の分配	1,244,506		61,786,	630		12,357	7,326		6,08	85		3,782	,230
公募投資信託等の収 特定投資法人の投		-			185			28			-			-
計		-		61,786,	815		12,357	7,354			-		3,782	,230

調査対象等: 配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払調書)」及び平成13年2月 (注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

X	分	譲渡利益金額	源泉徴収税額
		千円	千円
上毒	信用取引等	1,552,860	310,572
上	転換社債等	375,110	75,022
場株式等の機渡所得等	その他の上場株式等	16,389,835	3,277,967
の ^寺	計	18,317,805	3,663,561

調査対象等: 平成13年 等に基づい

税分	合	計	F. ()
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	⊠ 分
千円	千円	千円	
10,492,230	10,667,447	24,997	公 債
23,349,914	25,171,493	257,020	社 債
3,866,585	1,407,848,567	156,712,005	郵 便 貯 金
13,112,609	62,583,369	5,579,450	銀行預金月預
12,491,261	27,164,264	1,683,171	銀 行 預 金 預 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別
-	1,861,208	274,164	勤務先預金の利子
115,064	1,447,499	153,783	合同運用信託の収益の分配
-	2,610	393	公社債運用信託の収益の分配
10,560	1,764,571	266,259	定期積金の給付補てん金等
-	277,868	42,366	匿名組合契約等に基づ〈利益 の分配、生命保険等の差益
-	-	-	割 引 債 の 償 還 差 益
63,438,223	1,538,788,896	164,993,608	計

成した。

源,	泉分)離(選	报) 記	果税 適用分	台	î		計		X	分
人	員	支 払	金 額	源泉徴収税額	支 払	金	額	源泉徴収	税 額		Л
	人		千円	千円		Ŧ	円		千円		
3,30	01	6	555,168	229,309	66,	,224,0	28	12,586	,635	利益の配当、剰余: 利息の分配、投資信 及び投資法人の投	託の収益の分配
	-		-	-		1	85		28	公募投資信託等の ^し 特定投資法人の投	
	-	ϵ	555,168	229,309	66,	,224,2 [.]	13	12,586	,663	計	

から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」 て作成した。

(6) 給与所得、退職所得の課税状況

	X			分		官	公	庁		そ		の
	스			מל	人	員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人	員	支 払	金 額
						人	千円	千円		人		千円
給		俸 給·	給 料	· 賞 与	372	2,087	1,484,897,566	56,420,432	2,013,	180	5,193	,334,546
与 所	$\left\{ \right.$	日雇労	働者(の賃金		-	7,383,021	93,817		-	58	,277,910
得			計			-	1,492,280,587	56,514,249		-	5,251	,612,456
退		職	所	得	6	6,298	157,698,867	2,795,303	29,	972	223	,336,077
災害	災害減免法により徴収猶予したもの					-	-	-		3		-

調査対象等: 平成13年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表(給与 所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「給与所得、退職所得 等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明:1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年 1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、 利子等の支払調書、 配 当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、 給与所得の源泉徴収票、 非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

- 2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法 定の納期限を延長する、いわいる延納制度とは異なるものである。
- (注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(7) 報酬・料金等所得の課税状況

	X	分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額		
			人	千円	千円		
	(原稿料、作曲料、放送	ś謝金等の報酬又は料金	64,429	8,719,945	897,918		
	弁護士、税理士	等の報酬又は料金	155,355	56,172,097	5,655,252		
法第	診療	報酬	3,690	71,481,031	6,362,688		
法 第 2 0	 職業野球の選手、騎手、	外交員等の報酬又は料金	33,863	27,865,440	1,743,443		
	芸能等についてのと	出演料の報酬又は料金	4,910	1,763,572	186,920		
4 条 該 当	バー・キャバレーのホ	ステス等の報酬又は料金	3,125	5,544,376	320,791		
	契 約 金	, 賞 金	2,716	1,158,223	39,130		
	小	計	268,088	172,704,684	15,206,142		
法第20	3条の2該当 公 的	年 金 等	44,252	38,647,684	383,015		
法第2	207条該当 生命保険	契約等に基づく年金	107,610	40,294,746	194,030		
法 第 1	74条該当 芸能人の役務	8提供法人等の報酬又は料金	302	3,406,488	338,072		
	計		420,252	255,053,602	16,121,259		
災害	減 免 法 に よ り 徴	収猶予したもの	-	-	-		

調査対象等: 平成13年分の報酬·料金等の源泉所得税について、平成14年4月30日までに報酬·料金等の支払者から提出された「法 定資料の合計表(報酬·料金·契約金及び賞与の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

他	合					計	F	<u> </u>		分
源泉徴収税額	人員	支	払	金	額	源 泉 徴 収 税 額	٤	<u>^</u>		л
千円	人				千円	千円				
164,980,912	2,385,267		6,67	8,232,	112	221,401,344	俸絲	合・給料	・賞与	給
660,202	-		6	5,660,	932	754,019 日 雇 労 働 者			の賃金	給与所得
165,641,114	-		6,74	3,893,0)44	222,155,363		計		得
2,816,622	36,270	36,270		1,034,	944	5,611,925	退	職	所	得
288	3	3			-	288	災害	減免法により	徴収猶予	したもの

(8) 非居住者等所得の課税状況

X	分	人員	支		全 額	/// //\ I_V //\	左のうち租税特別措施	置法又は租税条	系約により課税の軽 	
	Л	八貝	課 税 分	非課税又 は免税分	総額	税 額	適用の内容	人員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
		人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公社値の 乖	責、預 貯 金 山 子 等	-	1,227,791	-	1,227,791	163,369	租税特別措置法 又は租税条約	-	-	-
	(一般分	1,766	1,573,392	-	-	242,079				
利益の 配当等	源泉分離 選択課税 適用分	-	-	-	-	-				
	計	1,766	1,573,392	104,490	1,677,882	242,079	租税条約	1,162	1,455,909	218,487
	合契約等に 収益の分配	-	-	-	-	-				
給 与	・賞与等	2,298	1,832,184	1,130,863	2,963,047	260,407	租税条約	-	-	-
退聯	战 所 得	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
報	と務提供の 酬 等	71	12,427	-	12,427	3,062	租税条約	-	-	-
に関する	権その他の技術 権利等の使用料 譲渡による対価	171	448,046	-	448,046	61,307	租税条約	34	118,280	11,838
著作権その譲	の使用料又は渡による対価	22	52,654	-	52,654	7,746	租税条約	-	-	-
貸付	金の利子	8	1,032	-	1,032	181	租税条約	-	-	-
鉱権の設	採石権の貸付、租 定又は航空機、 貸付による所得	8	9,009	3,359	12,368	1,402	租税条約	-	-	-
機械領	穿の使用料	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
土地等 対	の譲渡による 価	21	208,881	-	208,881	20,888				
人的役 の	務提供事業 対 価	605	365,904	-	365,904	69,838	租税条約	-	-	-
	険契約等に 〈 年 金 等	19	7,128	-	7,128	239				
賞	金	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
合	計	-	5,738,448	1,238,712	6,977,160	830,518	計	1,196	1,574,189	230,325

調査対象等: 平成13年分の非居住者等の源泉所得税について、平成14年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

(9) 税務署別課税状況

	(9)	税務署別	詸稅扒			24.1		UП	TY	ė.
		区分		源	泉			収	税 報 ・ 料 全	額 非 民 住 考 等
信徳 島 157,689,346 728,349 611,469 25,111,077 753,133 2,250,231 72,703 75,7						譲渡所得等				
機 門		,								千円
徳		(徳		157,689,346	728,349	611,469				
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		鳴	門	332,452	204,238	24,443	6,907,030	163,785	308,932	6,611
操	徳	冏	南	213,069	295,400	57,188	4,283,268	31,781	119,193	18,101
池 田 64,858 30,617 26,894 1,839,434 7,728 46,179 6,376 計 158,460,093 1,286,309 751,994 41,517,174 984,503 2,798,262 104,569 1,454,344 5,493,664 1,042,401 41,841,061 1,270,334 4,224,121 126,473 342,633 31,024 318,421 123,211 7,384,618 172,467 342,633 31,024 318,421 123,211 7,384,618 172,467 342,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 31,024 34,633 34,633 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,733 34,734 34	島〈	Л	島	95,672	14,657	18,622	1,954,426	12,000	42,399	64
計	県	脇	町	64,696	13,048	13,378	1,421,939	16,076	31,328	714
高 松 1,454,344 5,493,664 1,042,401 41,841,061 1,270,334 4,224,121 126,473 123,211 7,384,618 172,467 342,633 31,024 318,421 123,211 7,384,618 172,467 342,633 31,024 35,000 30,700 5,611,738 79,333 175,284 996 48,755 46,394 258,495 48,755 46,394 258,495 48,755 46,394 258,495 47,333 2		池	田	64,858	30,617	26,894	1,839,434	7,728	46,179	6,376
養 規		計		158,460,093	1,286,309	751,994	41,517,174	984,503	2,798,262	104,569
番 坂 出 223,228 150,208 30,700 5,611,738 79,333 175,284 996		高	松	1,454,344	5,493,664	1,042,401	41,841,061	1,270,334	4,224,121	126,473
日本		丸	亀	326,614	318,421	123,211	7,384,618	172,467	342,633	31,024
県 長 尾 158,712 94,994 23,720 3,085,336 148,534 157,820 47,333 土 庄 71,176 47,242 24,620 1,323,517 35,390 78,896 8,286 計 2,558,349 6,356,344 1,362,294 64,443,727 1,762,452 5,237,249 262,867 公 山 1,308,709 1,704,142 587,294 43,761,324 1,402,252 4,104,300 46,455 今 台 488,600 487,107 149,545 8,598,357 164,040 275,718 144,228 宇和島 183,988 110,770 95,279 4,319,831 46,650 128,593 12,348 媛 所居浜 166,643 203,869 124,499 5,006,705 88,454 197,119 8,093 東 伊予西条 168,122 98,320 46,400 3,421,519 53,957 88,005 25,992 大洲 82,862 38,857 18,174 2,228,487 62,436 48,331 25 伊予三島 196,955 929,810 28,171 6,071,265	香	坂	出	223,228	150,208	30,700	5,611,738	79,333	175,284	996
土 庄	Л	観音	寺	324,275	251,815	117,642	5,197,457	46,394	258,495	48,755
計 2,558,349 6,356,344 1,362,294 64,443,727 1,752,452 5,237,249 262,867	県	長	尾	158,712	94,994	23,720	3,085,336	148,534	157,820	47,333
松 山		±	庄	71,176	47,242	24,620	1,323,517	35,390	78,896	8,286
字 治 488,600 487,107 149,545 8,598,357 164,040 275,718 144,228 字 和 島 183,988 110,770 95,279 4,319,831 46,650 128,593 12,348		計		2,558,349	6,356,344	1,362,294	64,443,727	1,752,452	5,237,249	262,867
字和島 183,988 110,770 95,279 4,319,831 46,650 128,593 12,348 愛 八幡浜 159,760 129,511 29,496 3,100,673 25,166 112,669 4,545 媛 新居浜 166,643 203,869 124,499 5,006,705 88,454 197,119 8,093 県 伊予西条 168,122 98,320 46,400 3,421,519 53,957 88,005 25,992 大 洲 82,862 38,857 18,174 2,228,487 62,436 48,331 25 伊予三島 196,955 929,810 28,171 6,071,265 90,947 169,520 72,696 計 2,755,639 3,702,386 1,078,858 76,508,161 1,933,902 5,124,255 314,382 反 高 知 641,261 816,467 429,664 25,645,643 731,005 2,602,528 138,963 安 芸 88,404 25,473 - 1,742,290 31,229 39,549 600 高 南 国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 知 侯 時 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 県 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700		(松	Щ	1,308,709	1,704,142	587,294	43,761,324	1,402,252	4,104,300	46,455
要 八幡浜 159,760 129,511 29,496 3,100,673 25,166 112,669 4,545		今	治	488,600	487,107	149,545	8,598,357	164,040	275,718	144,228
媛 新 居 浜 166,643 203,869 124,499 5,006,705 88,454 197,119 8,093 県 伊予西条 168,122 98,320 46,400 3,421,519 53,957 88,005 25,992 大 洲 82,862 38,857 18,174 2,228,487 62,436 48,331 25 伊予三島 196,955 929,810 28,171 6,071,265 90,947 169,520 72,696 計 2,755,639 3,702,386 1,078,858 76,508,161 1,933,902 5,124,255 314,382 安 芸 88,404 25,473 - 1,742,290 31,229 39,549 600 南 国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 知 領 崎 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700		宇和	島	183,988	110,770	95,279	4,319,831	46,650	128,593	12,348
県 伊予西条 168,122 98,320 46,400 3,421,519 53,957 88,005 25,992 大 洲 82,862 38,857 18,174 2,228,487 62,436 48,331 25 伊予三島 196,955 929,810 28,171 6,071,265 90,947 169,520 72,696 計 2,755,639 3,702,386 1,078,858 76,508,161 1,933,902 5,124,255 314,382 万 芸 88,404 25,473 - 1,742,290 31,229 39,549 600 南 国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 月 日 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700	愛	八幡	浜	159,760	129,511	29,496	3,100,673	25,166	112,669	4,545
大 洲 82,862 38,857 18,174 2,228,487 62,436 48,331 25 伊予三島 196,955 929,810 28,171 6,071,265 90,947 169,520 72,696 計 2,755,639 3,702,386 1,078,858 76,508,161 1,933,902 5,124,255 314,382 高 知 641,261 816,467 429,664 25,645,643 731,005 2,602,528 138,963 安 芸 88,404 25,473 - 1,742,290 31,229 39,549 600 南 国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 知 領 崎 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 県 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700	媛〈	新居	浜	166,643	203,869	124,499	5,006,705	88,454	197,119	8,093
伊予三島 196,955 929,810 28,171 6,071,265 90,947 169,520 72,696 計 2,755,639 3,702,386 1,078,858 76,508,161 1,933,902 5,124,255 314,382	県	伊予西	条	168,122	98,320	46,400	3,421,519	53,957	88,005	25,992
計 2,755,639 3,702,386 1,078,858 76,508,161 1,933,902 5,124,255 314,382 高 知 641,261 816,467 429,664 25,645,643 731,005 2,602,528 138,963 安 芸 88,404 25,473 - 1,742,290 31,229 39,549 600 高 南 国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 知 須 崎 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 県 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700		大	洲	82,862	38,857	18,174	2,228,487	62,436	48,331	25
高 知 641,261 816,467 429,664 25,645,643 731,005 2,602,528 138,963 安 芸 88,404 25,473 - 1,742,290 31,229 39,549 600 南 国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 知 須 崎 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700		伊予三	島	196,955	929,810	28,171	6,071,265	90,947	169,520	72,696
高 安芸 88,404 25,473 - 1,742,290 31,229 39,549 600 高 南国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 知 須崎 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 中村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700		計		2,755,639	3,702,386	1,078,858	76,508,161	1,933,902	5,124,255	314,382
高 南 国 155,003 143,182 3 4,194,705 58,108 89,357 2,475 知 須 崎 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 県 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700		高	知	641,261	816,467	429,664	25,645,643	731,005	2,602,528	138,963
知 須 崎 115,659 135,431 - 2,416,095 36,586 79,018 482 県 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700		安	芸	88,404	25,473	-	1,742,290	31,229	39,549	600
県 中 村 125,451 51,365 40,697 3,288,851 43,286 93,826 1,166 伊 野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700	高	南	国	155,003	143,182	3	4,194,705	58,108	89,357	2,475
伊野 93,749 69,706 51 2,398,717 40,854 57,215 5,014 計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700	知〈	須	崎	115,659	135,431	-	2,416,095	36,586	79,018	482
計 1,219,527 1,241,624 470,415 39,686,301 941,068 2,961,493 148,700	県	中	村	125,451	51,365	40,697	3,288,851	43,286	93,826	1,166
		伊	野	93,749	69,706	51	2,398,717	40,854	57,215	5,014
全 管 計 164,993,608 12,586,663 3,663,561 222,155,363 5,611,925 16,121,259 830,518		計		1,219,527	1,241,624	470,415	39,686,301	941,068	2,961,493	148,700
	全	管	計	164,993,608	12,586,663	3,663,561	222,155,363	5,611,925	16,121,259	830,518

(注) この表は、「(1)総括」の「本税額」」欄を税務署別に示したものである。

3-2 源泉徴収義務者数

(1) 税務署別源泉徴収義務者数

(1) 7	170373 🖂	·別源泉倒	174237	, <u> </u>	~^			3	平	成		14	白	<u></u>	6	月		30	日		現	-	在					
	X	分	利子	· 月	f 得	导等	等層		<u>·</u> 当	所	得			式 等 所 得		給	与	所	得	報	酬	٠		皇非	居	住	者	等。
							牛				件	誐	没 /	小 待	等件				件	寺	F	近	件		•			得 件
	(徳	島			198					265	•			13			11	,915			9	,89					19	
	鳴	門			74	ļ				87				3			4	,212			3	,19	8				8	
徳	冏	南			99)				40				3			2	2,716			1	,83	3				4	
島(Ш	島			27	7				19				1				,615			1	,27	9				1	
県	脇	囲丁			20)				21				1			1	,193				98	0				4	
	池	田			17	7				23				2			1	,281			1	,04	9				3	
	(計			435	5				455				23			22	2,932			18	,230	6			;	39	
	高	松			275	5				586				20			15	5,393			13	,40	6				48	
	丸	亀			95	5				153				6			4	,727			3	,68	4				10	
香	坂	出			71					122				1			4	,000			3	,11	6				5	
Шζ	観	音 寺			71					116				4			4	,607			2	,67	7				6	
県	長	尾			56	3				80				1			2	2,856			2	,43	8				15	
	土	庄			28	3				70				1			1	,497			1	,22	4				2	
	l	計			596	6			1	,127				33			33	3,080			26	,54	5			;	86	
	松	Щ			335	5				574				17			17	,390			13	,11	7				34	
	今	治			111					168				3			6	5,120			5	,06	7				17	
	宇	和島			115	5				75				3			4	,499			2	,90	6				9	
愛	八	幡 浜			34	ļ				70				2			3	3,738			1	,88	9				4	
媛〈	新	居 浜			53	3				80				4			3	3,400			2	,22	5				6	
県	伊马	予西条			69)				77				2			3	3,046			2	,28	3				5	
	大	洲			42	2				50				1			1	,857			1	,42	1				3	
		予三島			55	5				111				4			2	2,937			2	,23	6				16	
1	l	計			814	ļ			1	,205				36			42	2,987			31	,144	4			,	94	
	高	知			168	3				459				12			10	,559			8	,11	3				20	
	安	芸			54	1				38				-			1	,807				88	6				3	
高	南	国			54	ļ				75				1			2	2,920			1	,63	9				6	
知〈	須	崎			54	ļ				63				-			2	2,168			1	,22	1				1	
県	中	村			78	3				57				1			2	2,335			1	,41	1				5	
	伊	野			44	1				46				1			1	,867			1	,12	7				3	
\		計			452					738				15				,656				,39				;	38	
全	管	計		2,	297	•			3	,525				107			120	,655			90	,32	2			2	57	

資料: 法人課税課調

用語の説明: **源泉徴収義務者**とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

源泉徴収義務者数

(参考) 税務署別源泉徴収義務者数

	- 0		平 成 1		月 30 [日 現 在	
	区 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給与所得	報酬・料金 等 所 得	非 居 住 者 等 所 得
		件	件	件	件	件	件
	(徳島	193	268	10	11,852	9,881	21
	鳴 門	79	83	3	4,117	3,133	9
徳	阿 南	95	47	3	2,796	1,897	4
島〈	川 島	29	19	1	1,613	1,256	1
県	脇 町	21	20	1	1,211	1,032	-
	池 田	18	30	3	1,272	1,015	2
	計	435	467	21	22,861	18,214	37
	高 松	277	612	22	15,335	13,475	48
	丸 亀	98	164	7	4,688	3,636	10
香	坂 出	75	118	1	4,067	3,145	5
ш {	観 音 寺	74	118	4	4,640	2,672	5
県	長 尾	57	84	1	2,883	2,574	17
	土 庄	28	68	1	1,581	1,238	4
	計	609	1,164	36	33,194	26,740	89
	(松山	346	575	17	17,407	13,197	30
	今 治	109	191	3	6,259	5,143	18
	宇 和 島	117	78	3	4,576	2,903	7
愛	八幡浜	35	74	2	3,786	1,937	3
媛〈	新 居 浜	54	79	4	3,419	2,178	6
県	伊予西条	69	81	2	2,995	2,294	3
	大 洲	34	53	1	1,874	1,422	2
	伊予三島	52	118	4	2,967	2,273	15
	計	816	1,249	36	43,283	31,347	84
	高 知	170	483	12	10,646	8,014	15
	安 芸	59	39	-	1,694	875	1
高	南 国	58	83	1	2,938	1,621	5
知〈	須 崎	57	68	-	2,185	1,211	-
県	中 村	46	62	1	2,367	1,379	4
	伊 野	48	47	1	1,825	1,084	5
	計	438	782	15	21,655	14,184	30
全	管計	2,298	3,662	108	120,993	90,485	240

(2) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

	WE 23 733		ノル・ハスト エス・1人 手交 1 万	7 1 22				
組	織区分		平 成		6 月	30 日	現 在	
支給人員区分		署所管法人	調査課所管法 人	支店法人	官公庁	公益法人等	個 人	計
		件	件	件	件	件	件	件
10 人 未	満	52,142	31	234	343	3,771	38,692	95,213
10 人以上30 人	未満	15,190	35	251	225	689	1,168	17,558
30人以上100人	未満	4,690	117	239	163	464	112	5,785
100人以上500人	. 未 満	1,142	194	136	279	96	12	1,859
500 人 以	上	69	85	20	59	7	-	240
計		73,233	462	880	1,069	5,027	39,984	120,655
平成13年6月30日	現在	73,371	458	833	1,090	5,037	40,204	120,993

(梦气)	
給与所得の組織区分別	支給人員別の源泉徴収義務者数

組織区分		平 成	13 年	6 月	30 日	現 在	
支給人員区分	署所管法人	調査課所管 法 人	支店法人	官公庁	公益法人等	個 人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10 人 未 満	52,141	26	220	365	3,727	38,879	95,358
10 人以上30人未満	15,213	29	220	210	752	1,204	17,628
30人以上100人未満	4,772	116	236	162	447	109	5,842
100人以上500人未満	1,176	203	138	292	105	12	1,926
500 人 以 上	69	84	19	61	6	-	239
il	73,371	458	833	1,090	5,037	40,204	120,993
平成12年6月30日現在	73,150	487	889	1,099	5,045	40,453	121,123

3-3 民間給与実態統計調査結果(抜粋)

(1) 民間給与実態統計調査の説明

この3 - 3における表は、平成13年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、高松国税局管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国計数よりも大きくなることに留意すること。

なお、全国分についての詳細は、国税庁で刊行している「平成13年分税務統計から見た民間給与の実態」を参照すること。

イ 調査の目的

民間企業における年間給与の実態を、企業規模別、業種別、事業所規模別、給与階級別等に明らかにし、併せて租税収入の 見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

ロ 調査の対象

平成13年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としているが、次に掲げる者は調査対象から 除外した。

- (イ) 日雇労働者
- (口) 公務員、公団・公庫等職員
- (八) すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

ハ 調査の方法

標本給与所得者の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

(イ) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付 した。

(口) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

事業所の従事員数等による層別、抽出率等は、次のとおりである。

		事 光 氏の公事	全体としての事	事業所における	全体としての 給与所得者の	全	国	高机	公 局
区分	÷	事業所の従事員数等の区分	業所の抽出率	給与所得者の 抽 出 率	抽出率 ×	標 本 事業所数	標本給与 所得者数	標 本 事業所数	標本給与 所得者数
		人				所	人	所	人
第 1 月	層	1 ~ 9	1 / 400	1 / 1	1 / 400	5,096	17,918	177	184
第 2 月	層	10 ~ 29	1 / 200	1 / 2	1 / 400	2,139	18,204	95	122
第 3 月	層	30 ~ 99	1 / 60	1 / 5	1 / 300	2,429	26,211	75	120
第 4 月	層	100 ~ 499	1 / 15	1 / 20	1 / 300	3,108	34,122	95	139
第 5 月	層	500 ~ 999	1 / 3	1 / 50	1 / 150	1,569	24,408	28	65
第 6 月	層	1,000 ~ 4,999	1 / 1	1 / 100	1 / 100	2,661	63,402	51	167
第 7 月	層	5,000人以上	1 /1	1 / 200	1 / 200	337	25,395	4	29
第 8 月	層	本 社	1 /1	1 / 10	1 / 10	2,888	49,695	40	93
計						20,227	259,355	565	919

⁽注)「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

(2) 企業規模別の給与所得者数及び平均給与

			給	与 所	得 書	数 数			平均	給 与	
X	分	12	年	13	年	増 減	13/12	12 年	13 年	増 減	13/12
		人 員	構成比	人員	構成比	垣 烷	13/12	12 +	13 +		13/12
		人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
個	人	84,540	7.0	83,306	6.7	1,234	98.5	2,450	2,568	118	104.8
_	0,000万円未満	223,259	18.5	212,308	17.0	10,951	95.1	3,668	4,224	556	115.2
(資 株本	2,000万円以上	230,414	19.1	238,828	19.2	8,414	103.7	4,054	4,153	99	102.4
式金	1 億 円 以 上	90,198	7.5	87,168	7.0	3,030	96.6	4,295	4,669	374	108.7
社級 別	10 億 円 以 上	107,839	8.9	116,565	9.4	8,726	108.1	5,810	5,878	68	101.2
	計	651,710	53.9	654,869	52.6	3,159	100.5	4,246	4,552	306	107.2
その	他の法人	472,819	39.1	507,472	40.7	34,653	107.3	3,761	3,640	121	96.8
合	計	1,209,069	100.0	1,245,647	100.0	36,578	103.0	3,930	4,048	118	103.0

⁽注) 1 この表は標本調査に基づく推計値であるので、税務統計の関連数値とは一致しない。なお、以下 $(3) \sim (5)$ の表についても同様である。

(3) 業種別給与所得者数及び平均給与

		給	与 所	得 耆	首 数			平 均	給 与	
区分	12	年	13	年	増 減	13/12	12 年	13 年	増 減	13/12
	人 員	構成比	人員	構成比	增 //%	13/12	12 +	13 +	- 11 /195	13/12
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
建 設 業	173,405	14.3	166,701	13.4	6,704	96.1	4,351	3,987	364	91.6
繊 維 工 業	38,112	3.2	49,502	4.0	11,390	129.9	3,570	3,250	320	91.0
化 学 工 業	33,030	2.7	49,152	3.9	16,122	148.8	4,359	4,422	63	101.4
金属機械工業	83,054	6.9	107,297	8.6	24,243	129.2	4,366	4,434	68	101.6
その他の製造業	112,641	9.3	125,189	10.1	12,548	111.1	3,590	3,851	261	107.3
卸 小 売 業	236,080	19.5	247,454	19.9	11,374	104.8	3,261	3,570	309	109.5
金融保険 · 不動産業	49,310	4.1	49,765	4.0	455	100.9	4,987	5,052	65	101.3
運輸通信公益事業	98,925	8.2	78,252	6.3	20,673	79.1	4,878	4,993	115	102.4
サービス業	354,907	29.4	346,371	27.8	8,536	97.6	3,836	4,137	301	107.8
農 林 水 産・鉱 業	29,605	2.4	25,964	2.1	3,641	87.7	3,076	3,178	102	103.3
合 計	1,209,069	100.0	1,245,647	100.0	36,578	103.0	3,930	4,048	118	103.0

² 計数は、1年勤続者分である。なお、以下(3)~(5)の表についても同様である。

(4) 事業所規模別給与所得者数及び平均給与

		給	与 所	得 耆	数			平 均	給 与	
区 分	12	年	13	年	増 減	13/12	12 年	13 年	増 減	13/12
	人 員	構成比	人 員	構成比	垣 /戏	13/12	12 +	13 +	坦 /败	13/12
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
10人未満	283,555	23.5	291,818	23.4	8,263	102.9	3,237	3,114	123	96.2
10人 ~ 29人	238,327	19.7	243,249	19.5	4,922	102.1	4,024	4,184	160	104.0
30人 ~ 99人	249,953	20.7	256,460	20.6	6,507	102.6	3,795	4,128	333	108.8
100人 ~ 499人	256,400	21.2	263,772	21.2	7,372	102.9	3,906	4,000	94	102.4
500人 ~ 999人	63,966	5.3	65,695	5.3	1,729	102.7	4,486	5,199	713	115.9
1,000人以上	116,868	9.7	124,653	10.0	7,785	106.7	5,461	5,295	166	97.0
合 計	1,209,069	100.0	1,245,647	100.0	36,578	103.0	3,930	4,048	118	103.0

(5) 給与階級別給与所得者数及び給与額

区分	給与所得	者数	給与約	総額	税	額	税額割合	一人当たり税額
Ь Л	人数	構成比	総額	構成比	金額	構成比	/	一人当たり杭領
	人	%	百万円	%	百万円	%	%	円
100万円 以下	71,342	5.7	60,480	1.2	353	0.2	0.6	4,948
200万円 "	176,832	14.2	262,322	5.2	3,255	1.7	1.2	18,407
300万円 "	248,304	19.9	626,628	12.4	14,193	7.2	2.3	57,160
400万円 "	253,779	20.4	886,030	17.6	21,126	10.7	2.4	83,246
500万円 "	180,441	14.5	802,525	15.9	18,591	9.4	2.3	103,031
800万円 "	233,866	18.8	1,435,519	28.5	43,645	22.2	3.0	186,624
1,000万円 "	46,781	3.8	410,677	8.1	19,084	9.7	4.6	407,943
1,500万円 "	25,025	2.0	299,962	5.9	22,615	11.5	7.5	903,696
2,000万円 "	5,781	0.5	98,664	2.0	12,432	6.3	12.6	2,150,493
2,000万円 超	3,496	0.3	158,969	3.2	41,615	21.1	26.2	11,903,604
合 計	1,245,647	100.0	5,041,777	100.0	196,909	100.0	3.9	158,078